

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 30 年 4 月 3 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 30 年 4 月 3 日 (火) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 9 番 材木 清豊 委員 10 番 中島 弘美 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 1 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	42 件
第 4 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な 変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	2 件

[開会 午前 9 時 00 分]

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成 30 年 4 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** あらためましておはようございます。4 月 1 日付けの人事異動につきましては、農業委員会の職員の異動はあっておりません。それでは、4 月の農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
9 番 材木 清豊 委員、10 番 中島 弘美 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 1 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	42 件
第 4 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な 変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	2 件

以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入ります。農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-1 を朗読。
所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、2 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たして

います。

申請地につきましては、3・4 ページに位置図、5 ページに字図の写しを添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元最適化推進委員、〇〇委員お願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 譲受人の方は意欲的に農業をされており、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○ **議長** 地元委員からは問題ないということですが、他にご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、3-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 6 ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-2 について説明します。整理番号 3-2 を朗読。

所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、7 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、8~9 ページに位置図、10 ページに字図の写し、11 ページに始末書、12 ページに現況写真を添付しております。地区は〇〇地区です。
説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** ほ場整備の貼り付けの関係でこのようになったと聞いております。その当時から譲受人が耕作されており、やむを得ないと思います。

○ **議長** 地元委員からはやむを得ないということですが、他にご質疑はありませんか。
他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** それでは、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号

5-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 13 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である資材置場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、14 ページに位置図、15 ページに字図の写し、16 ページに土地利用計画図、17 ページに断面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元最適化推進委員、〇〇委員お願いします。

- **〇〇最適化推進委員** 申請地の北も東も農地になっている。また、国道〇〇号沿線でもある。土砂・碎石置場となっているが、景観等にも配慮され、廃材等を積み上げないように指導してほしい。

- **議長** 申請者から説明を受けているということですので、事務局から説明をお願いします。

- **事務局** 申請どおり、土砂・碎石置場として使用しますと言われており、受け付けざるを得ない状況です。

- **〇〇番（〇〇委員）** 申請書に書いてある、土砂・碎石以外は置かないという内容の確約書をとってはどうか。

- **議長** 確約書の提出を条件に認めていくという提案がありましたが、よろしいでしょうか。

- **〇〇最適化推進委員** 農地や歩道に土砂等の流出を防ぐ対策を講じることや、周囲の景観に配慮し除草作業等を適切に行うことなども、確約書に加えてほしい。

- **議長** 条件を付して許可するということに賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 5-2 について説明を求めます。

- **事務局長** 18 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路（幅員 4m 以上の道で、現に一般交通の用に供されているもの）の沿道で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第 3 種農地と判断されます。転用目的である共同住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、19 ページに位置図、20 ページに字図の写し、21 ページに土地利用計画図、22 ページに計画断面図、23・25 ページに建物の平面図、24・25 ページに立面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 周囲に共同住宅等がない静かな環境の地域であり、周囲に配慮するよう宅建業者から指導していただければ、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員からは問題ないということですが、他にご質疑はありませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 5-3 について説明を求めます。

- **事務局長** 27 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が、住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため、第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、28 ページに位置図、29 ページに字図の写し、30 ペー

ジに土地利用計画図、31 ページに断面図、32 ページに家屋の平面図、33 ページに立面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 既存宅地に三世帯住宅を建てることも検討されましたが、敷地の中央付近に里道が通っており断念された。周囲の宅地や農地の所有者、区長などの関係者にも説明を行い同意をえており、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局長** 34・35 ページをごらんください。

第3号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が8件、再設定が34件の計42件で、田が117筆175,788㎡、畑が6筆2,144㎡、合計で123筆177,932㎡となっております。

次に36ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,479,005.20㎡、今回解約面積204,598㎡、今回計画といたしまして177,932㎡、現在の合計4,452,339.20㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。
- **議長** 続きまして、第4号議案 農業振興地域整備計画の軽微な変更申請に伴う意見聴取案件について説明を求めます。
- **事務局長** 37 ページをごらんください。

第 4 号議案 農業振興地域整備計画の軽微な変更申請に伴う意見聴取案件について説明いたします。38 ページをお願いします。今回は、〇〇がキャベツ集荷場を整備することに伴う、農業用施設利用用途区分変更となっております。

詳細につきましては農林課より説明いたします。

○ **農林課** 39 ページからの農業振興地域整備計画変更申請書を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はございませんか。

特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

○ **議長** それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1・2 について説明をお願いします。

○ **事務局長** 47・48 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1・2 を朗読。
説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきましては、確認をお願いします。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 20 分